

介護保険はみんなで支え合う制度です

介護保険で受けられるサービス



在宅サービス

家庭を訪問してのサービス

- 訪問介護**
(ホームヘルプサービス)
ホームヘルパーが家庭を訪問
- 訪問入浴介護**
入浴車で家庭を訪問
- 訪問看護**
看護婦や保健婦などが家庭を訪問
- 訪問リハビリテーション**
家庭を訪問してのリハビリ
- 居宅療養管理指導**
医師や歯科医師、薬剤師などによる指導、助言

施設を利用してのサービス

- 通所介護**
(デイサービス・日帰り介護)
デイサービスセンターなどへ通所しての食事、入浴、機能訓練など
- 通所リハビリテーション**
(デイケア)
老人保健施設などへ通所してのリハビリ
- 短期入所生活介護**
(ショートステイ)
特別養護老人ホームなどの福祉施設に短期間入所
- 短期入所療養介護**
(ショートステイ)
老人保健施設などに短期間入所

福祉用具や住宅改修など

- 福祉用具の貸与**
車椅子やベッドなどの福祉用具の貸出
- 福祉用具の購入費の支給**
排泄や入浴に使われる用具の購入費の支給
- 住宅改修費の支給**
家庭での手すりの取り付けや段差の解消などの改修の費用を支給



施設サービス

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)

常に介護が必要で、在宅での介護が困難な方が入所します。

介護老人保健施設

病状が安定している方で家庭に戻るよう、リハビリや看護を中心とする医療を受ける方が入所します。

介護療養型医療施設

病状が安定しており、医療の必要性が高いなどの理由で、長期間にわたる療養が必要な方が入院します。

※要介護認定で要支援とされた方は施設サービスは利用できません。

介護保険のサービスを利用するには、「要介護認定」を受けなければなりません。

申請・問合せ先

保健福祉課 介護保険係 ☎1158